

国立大学法人筑波大学と公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構との  
連携及び協力に関する協定書

国立大学法人筑波大学と公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「両者」という。）は、相互の連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者の連携及び協力のもと、我が国のスポーツ界におけるアンチ・ドーピング教育と啓発活動を通じ、スポーツ固有の価値や精神の保護及び健全な発展に寄与し、我が国のスポーツの推進及び発展に向けて先導的な役割を果たすことを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 両者は、前条に定める目的の実現を図るため、相互利益を基本理念として、次に掲げる事項について連携及び協力を行う。

- (1) アンチ・ドーピングに係る教育の推進及び人材育成に関すること。
- (2) アンチ・ドーピングに係る調査及び共同研究の推進に関すること。
- (3) アンチ・ドーピング活動を通じた相互交流及び国際連携に関すること。
- (4) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 両者は、この協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承諾を得ずに第三者に開示してはならない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1月前までに両者のいずれからも協定の改廃の申出がない場合は、有効期間をさらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項等については、両者が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成25年11月28日

茨城県つくば市天王台1丁目1-1  
国立大学法人筑波大学長

東京都北区西が丘3-15-1  
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長